



草津町議会は令和2年3月定例議会の冒頭に、新井祥子議員の言動について全員協議会を開催しました。その結果、新井議員に対する議員辞職勧告決議を可決しましたが、本人が応じませんでした。議会は、新井祥子議員の言動を全員協議会への冒とく行為とみなし、10日の出席停止の懲罰を科すことを決定しました。

現在までの主な流れ

11月12日 新井祥子議員が町長との関係を告白する内容を含んだ電子書籍が発行される。

12月2日 議会に町長の不信任案が提出され、新井議員より書籍の内容を認める発言。

その内容が地方自治法、会議規則に反するとして議会は新井議員に除名の懲罰を科す。

12月9日 新井議員が県知事に除名処分を不服として審査を申し立て。知事は3名の「自治紛争処理委員」に委ねる。

12月10日 新井議員が同じく県知事に対し、執行停止(審決が出るまでの処分一時停止)を申し立て。

12月13日 町長は新井議員と電子書籍の著者を相手に提訴。

12月18日 議会は県に対し、処分の一時停止を認めないよう求める意見書を提出。

2月7日 県は審決が出るまでの処分一時停止を決定。町議会に通知。

2月10日 議会は県の一時停止を受け、復職扱いとする。

3月2日 定例議会初日、全員協議会にて問題点の整理。その際の新井議員の発言が議員の冒とくにあたるとして、議員辞職勧告を決議。本人が応じなかったことを受け、出席停止の懲罰を科す。

審決申請関連

執行停止関連

町長室の応接セットの配置について
(湯本) 12月定例の本会議、町長不信任案への賛成討論で新井議員は、「先週の日曜日、町長室の模様替えをした。証拠隠滅だと思った」と発言、その後の全員協議会でも町長

町長室の応接セットの配置について
(湯本) 12月定例の本会議、町長不信任案への賛成討論で新井議員は、「先週の日曜日、町長室の模様替えをした。証拠隠滅だと思った」と発言、その後の全員協議会でも町長

町長室の応接セットの配置について
(湯本) 12月定例の本会議、町長不信任案への賛成討論で新井議員は、「先週の日曜日、町長室の模様替えをした。証拠隠滅だと思った」と発言、その後の全員協議会でも町長

3月定例議会

議長による経過説明

令和元年12月2日定例議会にて地方自治法第132条草津町議会議規則第101条に反したとして、議会の除名処分を受けた。12月9日、この除名処分の取り消し等を求めて審決申請書が山本一太県知事に新井祥子議員より提出され、現在審議は継続中である。まだ何らの判断もされていない。12月10日、除名処分の執行停止申立書を新井祥子議員が提出した。その執行停止申立書に基づいて、令和2年2月10日に執行停止が県知事より報告された。12月2日の除名処分

分については、12月9日の除名処分の取り消しを求める審決申請に対する審決のあるまでの間、除名処分の執行を停止する旨の通知があった。2月10日付にて議員の身分を一時回復したので、本日ここに草津町議会議員として出席している。

たその後には新井議員から発されたネット上の書き込みや新聞折込に、看過できない内容がみられた。重要な3月議会だが、現状では議案審議に集中することは難しいため、全員協議会を開催し、それら問題点の整理を行いたい。

全員協議会の開催を

求める動議提出

(湯本) 12月定例会初日本会議、および同日開催の全員協議会での新井議員の発言、ま

全員協議会

県による執行停止の判断について

(後藤) 県による執行停止について、もう少し説明を。また12月2日の除名処分から2

月10日(執行停止)までの間の議員の身分はどうなるのか。
(町長) 除名処分の内容はまだ県は判断していない。審決までの間の一時的な立場で新井議員は議会に出席している。結論がいつ出されるかは不明だが、「除名を認める」となった場合には新井氏は裁判で不服を申し立てられるが、「除名を認めない」となった場合には町や議会は訴訟に持ち込むことはできず、その審決を受け入れるしかない。

12月2日から2月10日の間については報酬の支払いを停止しているが、新井議員の訴えが認められた場合には報酬・ボーナスともに全額支払われる。

町長室の応接セットの

配置について

(湯本) 12月定例の本会議、町長不信任案への賛成討論で新井議員は、「先週の日曜日、町長室の模様替えをした。証拠隠滅だと思った」と発言、その後の全員協議会でも町長

と間取りについて、以下のやりとりをしている。

(新井) 私が訪れた時と間取りは違います。

(町長) 間取りが変わっていないければ、あなたが嘘を言ったと認める？

(新井) 変わってなければ。

その後新聞折込で「町長の嘘」と題して、「テレビ番組で「就任以来、椅子の位置が変わってないよな」と問いかける町長に対し、総務課長は「基本的に」と答えていました」と記述している。総務課長にお尋ねするが、この際の「基本的には」という言葉の意味は？

(総務課長) 額や小物の位置が変わったことがあったという意味であり、椅子やテーブルの位置は変わっていない。

(湯本) 私も新井議員が町長との行為があったとしている平成27年1月8日の前後に町長室を訪れたのを覚えているが、常に現在と同じ配置であり、それ以外の配置を見た記憶は全くない。

写真①は昨年7月30日に、神奈川県選出の早稲田夕季衆



左から湯本議員、町長、早稲田衆議院議員、飯野神奈川県議

議院議員が来草時に町長室を訪れた様子をご本人が当日にSNSに掲載されたもの。配置は現在と同じだが、新井議員が言う「11月24日に模様替えがあった」のであれば、この面談後に一度配置を替え、さらに11月24日にまた元に戻したことになるがいかかか。

(新井) 裁判中であり、裁判の中で証拠を示すので、議会での発言は控える。

新井議員以外の

被害者がいるとの件

(宮崎謹) 「私以外に何人も女性が町長からの性被害に遭っている」とのことだが、それなら法的手続きをとるべき。新井議員自身もきちんと被害届を出すべきではないか。

(新井) 裁判中であり詳しくはコメントを控えるが、処分停止については正式な手続きを踏んだ上でのこと。

(宮崎謹) 町長を失職させたという意思を持つ議員と町長の間で、正常な議会ができると思うか？町民から信託を得て、良識の府としての議会の一員として我々は議会活動をしている。それを噂話や作り話で目茶苦茶にすることなど到底許されない。

(金丸) 女性のため、町民のために働くとき常々言っているが、「町長と関係を持ったと言う女性の告発文書が届いている」としながら、なぜ警察に告発しないのか。被害者を救う気持ちがあるなら警察に告発するのが議員の立場では？

(新井) 被害者の立場、また裁判を鑑みて答えを控える。

(安井) なぜ5年も経ってからマスコミを巻き込みながら告白をするのか。

(新井) 性被害に遭った女性の70%はすぐには告発しない。上下関係など、自分の立場を考えて告発しないのがほとんど。自分の件については裁判中のため控える。

議員のセクハラ・パワハラ

行為について

(宮崎公) 12月議会で「先輩議員から自身や職員にセクハラ行為があったと言えなかった」と言及していたが、その後のSNSで「私がそう言ったら先輩議員は黙ってしまった。先輩議員なら誰もがセクハラ・パワハラの事実を知っているからでしょう」と記述している。あなたに対するセクハラはあったのか。そのような記憶はあまりないが、あなたもかつて新聞折込で他人を豚やロバや犬にしたりしている。これほどのパワハラはないが、あなたは当時議員だった。さらにあなたは町民か

ら議会に出された要望書を取り下げる旨の文書を勝手に作り、最終的には懲罰(戒告)を受けた。それらも含め、あなたはパワハラをずっとしていた。そのあなたが「セクハラを受けた」と言っても信用できない。

(新井) セクハラに関しては先輩議員の発言があったが名前などは今は控える。新聞折込を発行したのは覚えているが、漫画については当時の先輩議員の指示に従って書いた。取下書についても先輩のアドバイスに従ったもの。それらは証拠があるので機会があれば明らかにしたい。

(宮崎公) 先輩先輩と逃げないでほしい。自分の行為になぜ責任を持てないのか。人に言われて行動する、議会もそうなのか。

(新井) 手元に資料がないのでコメントを控える。

町長より、12月の発言内容の確認

(町長・新井議員の賛成討論を読み上げた後) これは事実ですか。

(新井) 議事録に明文化されているので、事実。

(町長) 他にも被害者がいるということを確認するのか。

(新井) 事実。今後裁判で明らかにしていく。

(町長) 何を目的にしているのか。今回の件は全国に発信された。ネットの書き込みでは「普通の女性なら襲われた男性と同じ空間にいることは堪えられない」というものがあつたが、あなたは平然としている。おびえる気配すら見えない。

またなぜ電子書籍にしたのか。県警本部や検察への直告も可能だし、弁護士にも相談できる。今回あなたは4人の弁護士を立てているが、いくらでも告発の手段はあつたはず。それを何故、最初の媒体として電子書籍を選んだのか。

(新井) 民事訴訟の案件。ここでは控える。

(町長・パネルを示し) もう一度聞くが、町長室のどこで私がその行為をしたと言うのか。

(新井) 裁判で明らかにしていく。

(別のパネル)

①平成22年9月

②平成23年1月
ビ市からの表敬訪問
ザスパの表敬訪問

③平成24年7月9日

④平成25年12月17日
中学生のホームステイ壮行会

⑤平成27年3月11日
赤い羽根共同募金

⑥平成28年1月12日
全中スキー大会結果報告

⑦平成29年11月6日
叙勲伝達

⑧令和元年7月8日
北山創造研究所打ち合わせ

(新井) 写真はみんな同じように見えます。

⑨令和元年10月4日

(町長) あなたは私と相對で座ったと言っているが、氣を遣うべき相手なら私は上座に座らず相對で座る。しかしそ

んな座り方をあなたに對してするわけがない。そしてあなたは「写真では」と言っている。これを覆す証拠を示してほしい。それとあなたは90度転回した図を描いているがこれは事実か。

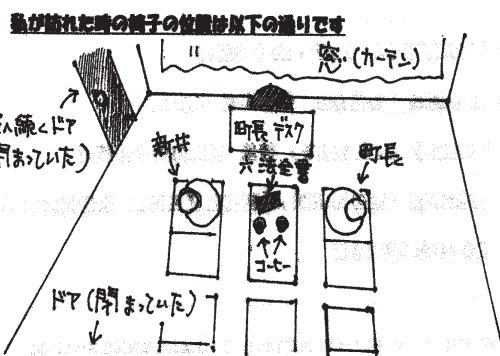
あなたが言うように方向を変えると何とか収まるがスペースが狭い。それに上座がないと職員と打ち合わせるときに職員の顔が見えない。

(新井) その絵は私が作成したもので私の主張は事実。事実に関しては裁判で一つ一つ明らかにしていく。

(町長) あなたは議場で「間取りが違っていないければ嘘だと認める」と言った。いいんですね。

(新井) 発言は控えさせて頂く。一つ一つ裁判で真実を明らかにしていく。

(町長) 裁判の前にあなたは議会議員でしょうか。自分の発言やチラシでも逃げようとする。こんな議論はないでしょう。



新井議員発行「しょこたん通信 Vol.40」



国土交通省関東運輸局長来庁時

新井祥子議員に対する議員辞職勧告決議

【提出者】

宮崎謹一・宮崎公雄・後藤文

雄・中澤広夫・湯本晃久・金丸勝利・安井尚弘・市川祥史

【提案理由】

新井祥子議員に対する除名処分に係る群馬県知事の執行停止について、法律手続上のことであり草津町議会議員としては冷静にこれを受け入れなければならぬ。しかし除名処分自体についての審決が下されたわけではなく、草津町議会が下した除名処分は正しいと確信する。

新井祥子議員が令和元年12月定例会本会議場でなした発言等については、草津町議会および草津町の名誉と権威を著しく傷つけるものであり、到底許しがたいものである。

よって草津町議会は、新井祥子議員に対し、自ら議員を辞職するよう求める。

【新井祥子議員による一身上の弁明】

私が令和元年12月定例会本会議場でなした発言については、私が告発したことは事実。事の真偽がはっきりしないうちに一方的な除名、議員辞職勧告は大変心外で不服。今後も立場の弱い方、女

性の立場にたった活動を変わずにしていきたいと思っ
ているし、今回の行動もその
ためのものであるので、辞める
必要はないと考えている。

◆反対討論① 中澤康治議員

新井議員は執行停止を申請
し、法的許可になっている。
これは、まだ審決が下りてい
ない段階であって排除するこ
と、また辞職を勧告するとい
うことは行き過ぎではないか
と思う。発案者の後藤議員が
当初の議会（昨年6月）の時
にも新井議員に対して弾劾の
演説を打ったのは私もびっく
りして覚えている。かくも執
拗に排除しようとする何か意
図があるのかわからないが、
これは民主主義ではないと。
あくまでも審決が下りてから
のことにして頂きたい。

◆反対討論② 有坂太宏議員

「除名処分そのものについ
ての審決が下されているわけ
ではなく」という部分が私も
引つかかる部分で、12月議会
での新井祥子議員の発言に対
して問題意識は持つている
が、この審決が下されている
わけではないのに議員辞職勧

告を出すのはどうかという点
で私は反対の立場を取らせて
頂く。

◆賛成討論 湯本晃久議員

先ほどの全員協議会にて12

月定例議会での新井議員本人
の発言について、改めて質し
たことに対し、新井議員は裁
判中であることを理由に一切
弁明らしい弁明、納得のいく
反論はなかった。しかし議
会、まして町長に対する不信
任決議という大変重い決議を
するにあたっての賛成討論、
つまり町長の政治生命を奪う
直接的な行動の中で話したこ
と、その真実性に対して疑義
が突き付けられているのに、
逃げを打つ。そのような姿勢
を持つ者がこの議場で発言を
続けること、これは政治の否
定であると考えて。従って私
は新井議員がその責任を取
り、自ら辞職して頂きたいと
考え、この辞職勧告決議に賛
成する。

【採決の結果】 可決

（賛成8名 反対2名）

■新井祥子議員に対する

懲罰動議■

【提出者】

宮崎謹一・宮崎公雄・後藤文
雄・中澤広夫・湯本晃久・金
丸勝利・安井尚弘・市川祥史・
有坂太宏

【動議の提出理由】

新井祥子議員は、本日開催
された3月定例会全員協議会
において、令和元年12月2日
定例会および全員協議会の
議事録の中で述べたことに對
し、湯本議員、後藤議員、宮
崎謹一議員、宮崎公雄議員、
金丸議員、安井議員並びに町
長からの質問に対し、裁判を
理由に発言を拒否した。しか
しながら議事録の記載内容に
ついては争わず認めた。

そもそも新井議員の言論
は、町長の反論理性を強調す
る侮辱的言動であり、人格に
対する直接的非難であり、極
めて破廉恥で議員としての品
位保持に反するもので、地方
自治法第132条に反し、草津町
議会会議規則第101条に反する
ことも明瞭である。

また、全員協議会での発言
および発言拒否は議員として
あるまじき行為である。よっ
て懲罰委員会設置の上、しか

るべき処分を求める。

【一身上の弁明】

私が告発したことは事実。
そのことの真偽がわからない
うちに、はつきりしないうち
に一方的に私だけ懲罰を受け
ることは大変不服であり、不
本意、遺憾に感じている。私
は立場の弱い方のための活
動、女性のための活動を行
いたいと思っているし、今回の
活動もそのためのもの。ゆえ
に懲罰に今回のことは当たら
ないと考えている。

【懲罰特別委員会 委員】

委員長	宮崎謹一
副委員長	宮崎公雄
委員	後藤文雄
	中澤広夫
	湯本晃久
	金丸勝利
	有坂太宏

【懲罰特別委員会委員長報告】

新井祥子議員の言動は事実
の裏付けのないもので、公平
性を欠いている。

12月定例会での発言内容を質
されても「裁判中」を理由に
発言の真実性を示さなかつ
た。これは草津町議会に対す
る冒とく行為。それなら言論

の府である議会議員としての
職責はどう考えているのか。

他の女性に対する町長の性
的加害についても「ウソと言
われる事は大変心外」と言及
したが、その内容は地方自治
法第132条の「他人の私生活に
ついて述べてはならない」と
の規定に抵触し、議会の混乱
を招いた。

協議の結果、3月2日から
11日までの10日間の出席停止
処分の懲罰に科すことに決定
した。

◆反対討論 中澤康治議員

まだ審決が下りておりませ
ん。また、少数派でしかも被
害を受けやすい人たちに対す
る配慮もなしに、とにかく排
除するということは、議会制
民主主義においていかなも
のかと。多数決で決めればい
いことで、全部が全部徹底的
に排除して自分が思いどおり
の人だけ残すという方法では
なくて、批判勢力も少しいる
のが正常であると思う。ぜひ

あまり極端にやらないように
お願いしたい。

【採決の結果】 可決

（賛成9名 反対1名）